

平成十一年度における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に  
関する政令

内閣は、私立学校教職員共済組合法等の一部を  
改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十九号）附  
則第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（旧法の規定による年金の額の改定）

第一条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改  
正する法律による改正前の私立学校教職員共済  
組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）以  
下「旧法」という。）の退職（死亡を含む。）を  
した組合員に係る旧法の規定による退職年金、  
障害年金又は遺族年金については、平成十一年  
四月分以後、その額を、平成十一年度における旧  
私立学校教職員共済組合法の規定による年金等  
の額の改定に関する政令（平成十年政令第二百  
二号）第一条第一項の規定による年金の額の改  
定の基礎となつた平均標準給与の月額に一・〇  
〇七を乗じて得た金額を平均標準給与の月額と  
みなし、旧法の規定を適用して算定した額に改  
定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が  
七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未  
満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の  
規定にかかわらず、同項の規定により算定した  
額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当  
該各号に定める額の十二倍に相当する額を加え  
た額に改定する。

一 退職年金 五百十二万九千九百円  
二 障害年金 次のイ又はロに掲げる年金の区  
分に応じそれぞれイ又はロに定める額  
イ 六十五歳以上の者に係る年金 次に掲げ  
る年金の区分に応じそれぞれ次に定める額  
一千九百円

(4) 障害年金基礎期間が九年以上二十年未  
満の者に係る年金 八十四万七千四百円  
(3) 障害年金基礎期間が六年以上九年未満  
の者に係る年金 六十七万七千九百円  
(2) 障害年金基礎期間が六年未満の者に係  
る年金 五十六万五千円  
二 遺族年金 控除後の年数につき前項の  
規定により平均標準給与の月額とみなされた  
額の六百分の一（控除後の年数のうち十三年  
に達するまでの年数については、六百分の  
二）に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者  
が八十歳以上の者である場合におけるその者に  
対する前項の規定の適用については、同項第一  
号中「三百分の一（控除後の年数のうち十三年  
に達するまでの年数については、三百分の二）」

どあるのは「三百分の二」と、同項第二号中  
「六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達  
するまでの年数については、六百分の二）」と  
あるのは「六百分の二」とする。

4 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者  
が七十歳又は八十歳に達したとき（遺族年金を  
受けける妻子又は孫が七十歳に達したときを除  
く。）は、その達した日の属する月の翌月分以  
後、前二項の規定を適用してその額を改定す  
る。

5 第二項の規定の適用については、遺族年金を  
受けれる者が二人以上あるときは、そのうちの年  
長者が七十歳又は八十歳に達したものとみなす。  
(旧法の規定による退職年金等の最低保障の額  
の改定)

第二条 前条の規定の適用を受ける年金について  
は、同条の規定による改定後の年金額が、次の  
各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定  
める額に満たないときは、平成十一年四月分以  
後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 退職年金 五百十二万九千九百円  
二 障害年金 次のイ又はロに掲げる年金の区  
分に応じそれぞれイ又はロに定める額  
イ 六十五歳以上の者に係る年金 次に掲げ  
る年金の区分に応じそれぞれ次に定める額  
一千九百円

2 前項の場合において、旧法遺族年金受給者で  
ある妻が当該遺族年金に係る組合員又は組合員  
であつた者の死亡について次に掲げる場合に該  
当するときは、その該当する間は、同項の規定  
による加算は行わない。

一 国家公務員等共済組合法施行令等の一部を  
改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十  
五号）第一条の規定による改正前の国家公務  
員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第  
二百七号）第十二条の八の二第二項各号に掲  
げる場合

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正す  
る法律（昭和六十一年法律第二百五号。以下この  
号において「昭和六十一年法律第二百五号」とい  
う。）第一条の規定による改正前の国家公務  
員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十  
八号）、昭和六十一年法律第二百五号第二条の規  
定による改正前の国家公務員等共済組合法等  
の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二百  
八号。以下この号において「昭和六十一年法律  
第二百八号」という。）第一条の規定による改  
正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七  
年法律第二百五十二号。第九章の二及び第十一  
章を除く。）、昭和六十一年法律第二百八号第二条  
の規定による改正前の地方公務員等共済組合  
法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七  
年法律第二百五十三号。第十一章の三及び第十  
三章を除く。）又は昭和六十一年法律第二百五号  
の規定による改正前の国家公務員等共  
済組合法の長期給付に関する施行法第五十一  
条の四第二号に規定する沖縄の共済法の規定  
区分に応じ当該年金につき定める額に満たない  
ときは、その達した日の属する月の翌月分以  
後、その額を当該年金につき定める額に改定す  
る。

第三条 前二条の規定の適用を受ける遺族年金を  
受けれる者（以下この条において「旧法遺族年金を  
受けれる者」という。）が妻であり、かつ、次の各  
号のいずれかに該当する場合には、これらの規  
定により算定した額（以下この条において「改  
定後の年金額」という。）に当該各号に定める  
額をもつて遺族年金の額とする。

一 遺族である子が一人いる場合 十五万四千  
二百円  
二 遺族である子が二人以上いる場合 二十六  
万九千九百円  
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する  
場合を除く。）十五万四千二百円

2 前項の場合において、旧法遺族年金受給者で  
ある妻が当該遺族年金に係る組合員又は組合員  
であつた者の死亡について次に掲げる場合に該  
当するときは、その該当する間は、同項の規定  
による加算は行わない。

一 国家公務員等共済組合法施行令等の一部を  
改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十  
五号）第一条の規定による改正前の国家公務  
員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第  
二百七号）第十二条の八の二第二項各号に掲  
げる場合

二 私立学校教職員共済法による退職年金受給  
者の年金額の算定の基礎となる加入者期間  
（その年金額の算定の基礎となる加入者期間  
が二十年以上であるもの又は私立学校教職員  
共済組合法等の一部を改正する法律附則第十  
項若しくは第十一項（これらの規定を同法附  
則第十八項又は沖縄の復帰に伴う文部省関係  
法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和  
四十七年政令第六号）第三十四条において  
準用する場合を含む。）の規定の適用を受け  
る者に支給されるものに限る。）及び障害共  
済年金

二 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八  
年政令第四百一十五号）第六条において準用  
する国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十  
三年政令第二百七号）第十二条の七の四各号  
に掲げる年金

4

前項ただし書の場合における第一項の規定の適用については、同項の規定により改定後の年金額に加算されるべき額は、改定後の年金額に同項の規定により加算されるべき額を加えた額が八十一万円を超えるときは、同項の規定にかかるらず、八十一万円から改定後の年金額を控除した額とする。

5 旧法遺族年金受給者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がない場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前各項の規定によりその遺族年金の額を改定する。

(恩給財団の年金の額の改定)

**第四条** 日本私立学校振興・共済事業団が私立学校教職員共済法附則第十一項及び日本私立学校

振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)附則第五条第一項の規定により権利義務を承継したことにより支給すべき義務を負う旧財

団法人私学恩給財団の年金並びに旧法附則第二十項の規定により旧財團法人私学恩給財団における従前の例によることとされた年金については、平成十一年四月分以後、その額を、昭和四十四年改定法第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表の下欄に掲げる額に改定する。

(端数計算)

**第五条** この政令の規定により年金額を改定する場合において、この政令の規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもつて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもつてこの政令の規定による改定年金額とする。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

#### 別表 (第四条関係)

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から一二九、九〇〇	円 一、一二九、九〇〇
六〇〇円まで	円 一、一〇一、四〇〇
一五〇、〇〇〇円	